

やまぐちジュニアアーチェリークラブ保護者会 会則

(名称等)

第1条 この会は「やまぐちジュニアアーチェリークラブ保護者会」(以下「本会」と称し、所在地をやまぐちジュニアアーチェリークラブ(以下「クラブ」)内に置く

(目的)

第2条 クラブの運営を支援し、安全で、且つ充実した活動が行えるようにすることを目的とする

(会員)

第3条 本会はクラブ団員の保護者及び目的に賛同する者で構成し、クラブに入団した団員の保護者は、同時に本会に入会し、退団と同時に退会する

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名(理事)
- (2) 副会長 若干名(理事)
- (3) 理事 10名程度(クラブの会計・事務局員を担当)

(役員を選出及び選任)

第5条 第4条の役員は、保護者会で選出する

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し業務を総括する
副会長は、会長の補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する
理事は、会長の命を受けて会務を処理する

(役員任期)

第7条 役員任期は、総会後の4月1日から翌年3月31日までとする
役員は再任を妨げないが、連続して3年を超えないものとする

(会議)

第8条 毎年1月に保護者会を開催する
但し、会長が必要と認めたときは臨時保護者会を開催することができる
保護者会は会長が招集し、その議長となる
保護者会は次の事項を承認及び議決する
会則の制定・改正、役員を選出、その他必要な事項
保護者会は、議決権総数(1家庭1人)の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席者の過半数以上の同意を必要とする

(役員会)

第9条 役員会は第4条の定める役員をもって構成する
役員会は必要に応じて会長が招集する
役員会は出席者の過半数をもって可決する

本会則は、2024年4月1日から施行する

運営補助業務について

保護者会役員（理事）は、クラブの会計・事務局員となります。

1. 会計は、クラブの会計（会費管理・帳簿整理など）を担当する。
2. 事務局員（総務担当）は、年間および毎月のスケジュール作成、練習会場予約などを担当する。
3. 事務局員（行政担当）は、助成金および賞賜金の申請・報告、市の会議への参加などを担当する。
4. 事務局員（広報担当）は、クラブのHP および SNS の管理、その他報道対応などを担当する。
5. 事務局員（大会担当）は、大会要項の作成、会場予約、エントリー受付、当日の総務など大会にかかる全体を担当する。
6. 事務局員（イベント担当）は、合宿、アーチェリー教室、スキーツアーなどのイベントを担当する。

それぞれ2名程度が担当（兼務可）という形になります。

上記の事務局員は、指導者から選出されるクラブの代表および事務局長と協力して、クラブ運営をしていきます。